

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第一章 農民運動の大勢

第一節 農業情勢と農民運動

朝鮮戦争第二年をむかえた一九五一年の農業情勢の中でたたかわれた農民運動は一般的にいかなる動向をたどったか。昨年来の農民運動の一般的沈滞と組織の壊滅状態は、今期にはいかに克服され、いかなる変化を来したか。あるいは部分的・消極的ながら各地に激烈にたたかわれた農民闘争は本年度いかに引きつがれたか。あるいは新たな闘争分野を切りひらきつつ進展したか。以下かんたんにこれを概観しよう。まず農民団体自身が本年の農業情勢と農民運動の動向をどのように認識しているかをみることにする。日農(主体性派)の新運動方針書は、過去の闘争をかえりみて、その実情と教訓を次のように要約している。

「(一)複雑な国際的・国内的情勢下において、支配階級の政策は混乱をきわめ收拾することのできない状態においこまれている。

(二)農地改革によって安定するかに幻想された農家経済は、ドッジ・ラインによる独占資本の農民収奪の強化によって破綻に瀕し、漸く農民の反抗が広汎に発展しつつあること。

(三)このような客観的情勢の成熟にもかかわらず、運動の主体的条件は必ずしも確立せず、依然として運動は沈滞の域を脱し得ずに混沌たる状態にあること。

(四)農民戦線の統一と広汎な大衆斗争展開の気運が醸成されているにも拘らず、組織と指導の脆弱なために、この気運に対応して全国的な、統一的な運動が展開できないこと。

(五)これらの運動上の諸欠陥は、一時的な要因によるものではなく、農民運動の全面的な転換を要請していること。」

要するに農民経済は一般的に窮迫し、農民運動の客観的情勢は成熟しているにもかかわらず、農民組織の弱体化はいぜんとして克服されない状態にあることが語られている。

日農(統一派)の農業情勢に対する認識はどうか。

「最近における農村の諸情勢は全国的にみて幾分の凸凹はあるも一般的には次の如き情勢と言えるだろう。第一に単作地帯における金詰りは深刻であり、青年は殆んど出稼ぎとなり、娘の身売りさえ行われ、中貧農は極度に生活を切り下げ保有米さえ売って現金にあてている。従ってヤミ米の価格は公定以下となっており、土地放棄は多い。第二に、山村においては半封建的残滓の強い存在とあいまって矛盾は激しくあらわれ、貧困化は最も甚だしく、大部分の者は山林労働者、土方、日雇となり、かろうじて生活をささえている。漁村においても同様であり、多くの漁民のルンペン化の傾向がみられる。第三に平坦地帯においても金詰りは深刻であり、一部特権的富農をのぞけば、全く経営の破綻が一般化している」(日農統一派一九五一年運動方針書)。

すなわち、ここでも農民経済の窮乏が強調され、農民運動展開の客観的条件は成熟していることが指摘されている。しかもこの日本農業の現情勢は、広く国際的政治経済情勢に規定されて生じて

いるのであり、この点を無視しては農民運動の動向を理解することはできない。統一派日農はこれをつぎのように要約している。

「現在、内外独占資本は日米経済協力の名のもとに日本農村を戦争の足場にしようとしている。

(1)日本産業を外国軍需工場の下請に再編するための低賃金確保策、輸入食糧の確保、その一手段としての国際小麦協定参加などの政策にみられるように外国食糧の放出操作によるパリティ計算方式さえ否定する主要食糧の低価格の維持。しかも農民の反抗をそらす統制緩和への方向。

(2)所得税の減税措置によって農民の反抗が統一し広まるのをそらしながら、他方での地方税、寄附の形による収奪の強化をはかって農民の反抗を孤立化に導き、小作料引上げの直後に固定資産税の増徴を行ったことは小作料をめぐる土地斗争が税斗争と結合すべきことを示している。

(3)「土地法」制定の政策にみられるように小作料引上げ、土地所有制限の緩和などによって旧地主勢力の一部を買弁手先として再編成を図っている。

(4)農業委員会法にみられるように諸々の委員会の一元化と階層選挙を否定し全村選挙をはかって一部旧地主勢力、上層農家に指導権を与え、これを手先とする政策。

(5)地方自治体を平衡交付金の操作によって、より以上忠実な買弁機関にしようとしている。

(6)警察法改正、警察予備隊強化などにみられるような弾圧機関の強化をはかっている。

(7)電気、肥料、運賃など独占価格の引上げにみられるように一切の財政金融価格政策によって日本農村を戦争政策遂行のために植民地的に再編成し収奪を強化しながら、他方では六〇億に及ぶ農林漁業資金を融通し、農協再建整備をはかるなどの政策によって一部上層農家には向上の希望を与えると共に、大量の追放解除による反動ボスの復活を策し、彼らを自己の忠実な手先に再編成しようとしている。こうして日本農民を直接の肉弾化と低賃金労働力による日本農業の軍事的再編成のための犠牲にしようとしている」(同上方針書)。

他の農民団体は農業情勢の把握において必ずしもこれと一致しないことはいうまでもないが、しかし朝鮮戦争下の世界資本主義の軍拡経済の進展の中にあって、わが国も急速に再軍備への道をすすみつつあり、その影響が農村に複雑な波紋を呼びおこして、次第に農民窮乏が深まりつつあることについては、これを否定するものはあるまい。

さてこの情勢下に農民運動はどうたたかわれたか。一般的にいつて、昨年来の沈滞はけっして克服されていない。農民組織の事実上の壊滅状態はなお持続し、広大な空白地帯は、階級的な農民運動の彼岸に放置され、農民的な無関心の中に、結局は反動的な政治勢力の地盤とされている。このことはまた階級的な農民組織をもって認ずる日農自らが、もっともよく知り、かつ自認しているところである。

しかしこの沈滞期にも、農業をまもり、農民生活を防衛するために、税金、供出、土地の問題をめぐり農民闘争がおこなわれた。そして、あるところでは青年の運動として、あるところでは意識的な平和擁護運動の一環として、これらの闘争が各地に激しくたたかわれた。

供出闘争は、自由党政府の米麦統制撤廃の企図に対する広汎な農民層の反対という形で、しかも不十分ながら労働者階級、小市民大衆との共同闘争として、本年度農民運動の中心的分野の一

つをなした。三月と一〇月の二回にわたり開かれた統制撤廃反対全国農民代表者会議はこの運動の頂点をなした。また本年産供米割当知事会議における紛糾は、統制撤廃政策にからむ政府の農業政策の欠陥と失態を白日の下にさらけだしたのであるが、これは他面農民運動の成果をしめすものでもあった。しかし六月の米麦価追加払確保全国農民大会の運動が、政府の一方的決定にむなしくその要求を拒否されたとき、この種の、中央における団体陳情運動の限界をはっきりと示したものであり、部落における農民の闘争を基礎にしない中央の政治運動が、きわめて弱体なことを痛感させるに十分であった。

農業復興会議傘下の諸団体によるこの種の運動方式が一それは戦後の農民戦線分裂状態にあつて大きな役割を果たしたことは事実としても一これを機会に十分な検討と批判をうけねばならぬこととなつたのは当然である。供出闘争は、また単なる減額補正の要求にとどまらず、苛酷な検査制度反対、強権発動と在米検査反対等多面的な要求に発展し、また強権的官僚統制のかわりに、合理的食糧管理制度の確立を要望する等、高度な政治的要求も提出されている。さらにまた自然災害等により特に減収のいちじるしい地帯で、「自主供出」、「供出スト」等の闘争がおこっている。

税金に対する農民運動は、税制改革による所得税減額によって四八年当時のように、数千の大衆が県庁、町役場を囲むというほどの広がりや激しさを失つたようであつたが、しかし増大した地方税や寄附金の徴集に対して茨城、新潟その他各地で抵抗が起つている。税闘争の中心は自主申告と減額交渉であるが、差押え、公売反対など、貧小農の金づまりを反映してはげしく闘われ、そのさい商人や職人などの減額運動と結合したり、部落大衆動員による撃退戦術が採用されたり、茨城常東のように、「戦争準備のための税金反対」という平和運動の一環として税闘争のおこなわれたところもあり、運動の新らしい展開として注目される。

つぎに農地改革による土地の買収売渡しの完了によって、土地闘争は四七、八年当時の広汎な農民運動の分野から去つたように見えたが、本年度から新たな分野がここに開かれた。「軍事基地のための土地接收反対」の運動がそれである。本年秋頃から、占領軍、予備隊の土地接收が瀕発するにおよび、開拓団をはじめ地元農民の深刻な動揺をよびおこし、演習による生命身体の危険、土地取上げによる生活権の剥奪に対し、多くの関係農民が接收反対を叫び、補償要求を提出して闘っている。本問題は五二年に入つていよいよ拡大する傾向にあり、土地接收反対の運動は直接に国際的・国内的な再軍備の進展に反対するものであるだけに、その動向は重大な性質をもつものである。山林解放、小作料値上げ反対の闘争も、部分的ながら各地でたたかわれ、またある地方では山林労働者や自由労働者との提携もおこなわれた。

進展する戦争情勢に対し、日農両派は、単独講和反対、再軍備反対、民族の独立と平和を要求し、その実現のために農村平和運動強化の必要性を強調したが、これはまた従来おろそかにされた青年婦人運動を強化することによって初めて効果的にたたかわれうることである。日農本部は組合青年部の確立を強調し、また統一派日農の牙城たる茨城県ではすでに民主青年同盟が結成され、青年団、文化会等をふくめて日常闘争と平和運動がすすめられた。しかし全般的にいつて、たとえば平和委員会などのつくられた町村はわずかであり、また署名運動なども農村がもっとも立ちおけていることは農民組織自ら認めているところで、本年度はこの分野の闘争がようやく開始されたという段階である。

なおこの外、地方選挙、農業委員選挙をめぐる闘争、農民組合法の制定をめぐる農組側の動きなどが見られた。最後につけ加えねばならぬ点は、農民の闘争が、農村における失業者、土建労働者と共同闘争の形をとり、たとえば国営による土地改良の要求と、「職よこせ」、「賃上げ」要求が村役

場や政府に向かって提出され、たたかわれたという事実である。このような労農提携による農民運動は、なお孤立分散的であり、統一的組織的闘争にまで高まってはいるが、今後の農民運動の一つの方向を暗示するものといえよう。

これを要するに、新しい農業情勢に対応して、農民運動はいぜんとして前年来の沈滞を脱してはいるが、この困難期にかかわらず各地に闘争を展開し、しかも新しい闘争分野と形態を生み出しつつ、さらに広く高い運動へ発展せんとする動向を、たとえ萌芽的なものにしろ示したといえる。各分野における闘争経過については第二章以下を参照されたい。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
